

基勞補発第0630001号

平成20年6月30日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

補 償 課 長

エックス線写真等の個人情報を含む医学的資料の送付に関する留意事項について

労災補償業務の遂行に当たり、エックス線写真等の個人情報を含む医学的資料を、本省又は関係機関若しくは個人等へ送付する場合には、書留郵便により送付することとするので、厳にその事務処理の徹底を図られたい。